

特定非営利活動法人 富山中途失聴者・難聴者友の会

第1回臨時総会議事録

日 時：2019年1月26日（土）午前10時から12時10分

場 所：富山市障害者福祉プラザ 2階介護実習室

出席者：正会員15名（内委任者5名を含む）

1. 議事進行司会者選出
西田事務局より、石森理事を推薦し、全員異議なく承認され議決する。
2. 議長選出
石森理事より、福村理事長を推薦し、全員異議なく承認され議決する。
3. 第1回臨時総会出席者確認
議長から、正会員15名（内委任者5名を含む）の出席により第1回臨時総会は定款の定めにより成立したことを宣言し、出席者全員に承認された。

[議題]

第1号議案 NPO法人認可報告

事務局より、2019年1月10日に認可されたことを報告し、出席者全員の承認を得る。

第2号議案 会運営の意思決定方法に関して

第1項 会員会議改め例会の呼称に変更することに関して

- (1) 事務局より、2018年から12月まで会員会議を5回開催してきたが、会員会議は定款に定めていないため議決権はないことを確認し、説明し、参加者全員異議なく議決する。
- (2) 事務局より、会員会議の呼称を廃止し、2019年1月以降からは例会と呼称することを出席者全員異議なく議決する。
- (3) 事務局より、例会は議決権はないことを説明し、出席者全員異議なく議決する。
- (4) 事務局より、例会参加資格に関して、例会は正会員以外の者でも自由に参加できることを説明し、出席者全員異議なく議決する。
- (5) 質問等とくに発言はなし。

第2項 会運営手続きに関して

- (1) 開催日は、会の性格上、要約筆記者派遣が可能な日とすることを説

明し、出席者全員異議なく議決する。

(2) 議決を要する招集に関して

理事会及び総会など、議決を要する招集などを、理事全員にメールなど電子通信で行うことを説明し、出席者全員異議なく議決する。

(3) 委任状の署名及び捺印 (4) 電子通信での委任方法に関して

事務局より、(3)、(4)を一括して委任状取り扱いについて、委任は、メールなど電子通信で受託するが、後日書式に則った委任状に署名捺印し提出していただく方法について説明し、出席者全員異議なく議決する。

(4) 第2号議案第2項に関して質疑応答

広野／第1回臨時総会開催案内は往復葉書ですべきではないのか。

西田／財政面での制約もあり、基本的にはメールなど電子通信連絡をしたい。他県の難聴関連団体もメール利用をしている。但し、委任状に関しては、NPO 法人法で決められているため、書式に則った書面で提出しなければならないので、郵送などの方法を利用したい。

割山／ペーパーレスが主流の今、PDF の活用も一考してください。

西田／自宅にプリンターがない会員もおられますので、委任状については総会などが終わった後、事後提出とし、例会などでご持参していただくか、または郵送で提出をと考えている。

広野／委任状を誰宛に出すのか

西田／宛先(提出先)は、理事長名または出席個人名を記載してください。委任状は、別紙で示した書式に署名捺印し提出してください。

上記質疑応答内容に関して出席者全員異議なく了承を得る。

第3項 理事長または理事長の指示に基づき事務局が理事会、例会、その他の開催を知らせる件に関して

(1) 執行部会設置に関して

執行部会は、理事長、副理事長、事務局が主に担うこととし、執行部会は、例会を始め各レベルの会合や活動の開催などを企画し、また討議し、企画、討議内容を理事会及び会員に告げる件に関して、出席者全員異議なく議決する。

(2) 執行部会構成員に関して補足説明

執行部会は、企画及び討議内容に準じて、担当理事を招集することを

説明し、出席者全員異議なく議決する。

(3) 執行部会の権限に関して

執行部会は、定款の定めにより議決権は与えられておらず、議決を要することに関しては、総会及び理事会の議決を要することを説明し、出席者全員異議なく議決する。

(4) 各種連絡方法に関して

理事長及び理事会は、事務局及び広報担当理事からメールなど電子通信で連絡することを説明し、出席者全員異議なく議決する。

(5) 補足説明と質疑応答

西田／2018年12月16日に執行部会を開催し、2019年1月26日第1回臨時総会開催を理事会にメールにて提案し、2019年1月5日に理事会の承認を得て第1回臨時総会開催を議決する。

これからも、執行部会及び理事会で話し合われた内容は、メールなど電子通信にて正会員にお知らせしてゆきます。

割山／説明の再確認をしたい。執行部会の開催告知は、総会を開催する意味なのか。

西田／総会だけではなく、議決を要することは、総会と理事会にのみ与えられた権限です。執行部会からの告知は、総会の開催の有無だけではなく、例会を始め各種レベルの集まりをお知らせするものです。

上記(1)から(5)を説明し、出席者全員異議なく議決する。

第3号議案 会報の配布先と配布方法に関して

(1) 会報配布先に関して、行政福祉課、各種福祉関連団体、障害関連団体などに配布予定であることを説明し、出席者全員異議なく議決する。

(2) 配布方法に関して、手渡し及び郵送などにて配布することを説明し、出席者全員異議なく議決する。

(3) 会員への配布部数に関して、正会員には10部お渡しすることを説明し、出席者全員異議なく議決する。

(4) その他、質疑応答

西田／会報は1部15円で1500部作成した。正会員には10部お渡しするが、友人や知人及び渡したいところがあれば、必要部数を申告していただければお渡しすることを説明し、また、

会報は無料配布とすることを、出席者全員異議なく議決する。
中橋／第1号会報は、会の周知のため挨拶にも持ってゆきたいとのことだが、配布先が明確なものに関しては会員から要望があれば渡す。残った会報は、事務局で管理し、会設立の挨拶に役立てるのがよい。

西田／行政福祉課への挨拶に会報を持参し行きたいと思うが、県を含め、県内行政機関は何箇所ほどあるのか。

中橋／県内15市町村と県1箇所です。

挨拶に行くときは、送付状を添付するのが良い。

西田／行政への挨拶回りは、平日に動けるものが回る。また、地域包括センターなどの福祉関連団体へも行ければいいと思うが、部数の関係で全部は行けない。

会員が個人的に介護施設など福祉関連団体などに知人やご家族が関係している方がおられれば、持って行ってほしい。

西田／第1号会報は「冬号」として位置付け、「春号」として第2号の会報の準備を進めて行きたい。

上記(1)から(4)までと質疑応答を出席者全員異議なく承認議決する。

第4号議案 銀行口座に関して

- (1) 北陸銀行とゆうちょ銀行にて、「特定非営利活動法人 富山中途失聴者・難聴者友の会」名義で口座を開設したことを説明し、出席者全員異議なく承認し議決する。
- (2) 銀行口座番号は、必要時にメールなど電子通信にてお知らせすることを出席者全員異議なく承認し議決する。
- (3) 銀行通帳と銀行印は、会計担当理事預かりとし、法人実印は、理事長預かりとすることを説明し、出席者全委員異議なく承認し議決する。

議事録署名人を中橋副理事長と西田事務局担当理事に議決する。

以上。

2019年1月26日12時10分、議長より閉会宣言がなされる。

議事録署名人

1.

2.

